

東日本大震災被災者支援情報

市では、東日本大震災の被災者の皆さんを支援するため、現在、市内で避難されている人に対し、各種支援を行っていますので、被災者の皆さんは市総務課消防防災室までご連絡ください。

また、市民の皆さんも、親戚、知人などで、避難している人がいらっしゃいましたら、お知らせしてくださいませよう、よろしくお願ひします。

【問い合わせ・被災者支援受付窓口】市総務課消防防災室 ☎ 0994-31-1124

●支援対象者

次の事項をいずれも満たす人

- ①災害救助法の適用を受けた市町村（東京都を除く）、又は、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく避難指示を受けた区域に居住されていた人
 - ②震災発生日以後に被災地から鹿屋市に移動し、1か月以上（移動旅費支援金は7日以上）鹿屋市に居住することが見込まれ、かつ、平成23年5月12日以後に、現に市内に居住している人
- ※鹿屋市への住民登録の有無は問いません。

●市が実施する被災者支援策の一覧

No.	支援の種類	支援項目	支援内容
1	移動旅費支援金	被災地から鹿屋市までの移動費用 ※1回限り	1人当たり50,000円 ※小学生以下は半額
2	生活支援金	当分の間の生活費用 ※1回限り	1人当たり50,000円。ただし、1世帯当たり300,000円が上限。 ※実家又は親族宅に滞在するときは半額
3	子育て支援金	18歳以下の子の養育費用 ※1回限り	1人当たり100,000円
4	住宅支援金	民間賃貸住宅の敷金、礼金、家賃等の入居費用 ※1回限り	実費。ただし、1世帯当たり250,000円が上限。
5	市営住宅	家賃、敷金及び上下水道料金	免除。ただし、1年間が上限。
6	家庭系ごみ袋	可燃用ごみ袋及び不燃用ごみ袋	無料配布。ただし、1月当たり各10枚が上限。
7	予防接種	予防接種の費用	無料
8	教育相談	電話相談及び相談員等の派遣	優先的に相談及び派遣
9	保育所	入所及び保育料	●入所は、優先的に受入れ可能 ●保育料は被災状況に応じて減額又は免除
10	市立鹿屋女子高等学校	転入学、入学金	●転入学は個々の状況に応じて弾力的に受入れ可能 ●入学金は免除
11	鹿屋看護専門学校	転入学、入学金及び授業料	●転入学は、選考上適当と認められ、欠員がある場合に受入れ可能 ●入学金は免除、授業料被災状況に応じて減額又は免除
12	事務補助員等の雇用	鹿屋市事務補助員及び作業員の雇用	優先的に雇用
13	農業研修生	農業研修生（スプレー菊の栽培）の受入れ	●輝北町農業公社（宿泊施設に入居）で農業研修生として2年間受入れ ●研修手当月額150,000円（夫婦は月額200,000円）